『法律区分実力完成講座　ハイレベル演習　行政法　解説編』（KU20151）
訂正表

★が付いたものは，令和３（2021）年改正により個人情報保護法，行政機関個人情報保護法，独立行政法人個人情報保護法の三法が「個人情報保護法」に一本化されたことに伴い，それに対応するための修正である。

2022年04月01現在

ページ	訂正箇所		訂正内容	掲載日
P. 419	№３６ 肢ウ ３行目★	誤	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	2022/04/01
		正	個人情報の保護に関する法律	
P. 419	№３６ 肢ウ ８行目★	誤	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表	2022/04/01
		正	個人情報の保護に関する法律別表第１	
P. 544	№１４１ 肢２ １行目★	誤	個人情報保護にかかわる国の法律として「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が制定されている。	2022/04/01
		正	個人情報保護にかかわる国の法律として「個人情報の保護に関する法律」が制定されている。そして，この法律は，令和３（2021）年改正により，地方公共団体にも適用されることとなった（同法２条11項２号参照）。	
P. 546	№１４３ 肢５ ５行目	誤	（同条２項）	2022/04/01
		正	（同法19条）	
P. 550	№１４６ 肢エ １行目★	誤	そして，現在，個人情報保護法，行政機関個人情報保護法が制定され，本人開示請求に関する条文も存在している。	2022/04/01
		正	そして，現在，個人情報保護法が制定され，本人開示請求に関する条文も存在している（同法76条）。	
P. 552	№１４９ 解説タイトル★	誤	〈情報公開法・行政機関個人情報保護法〉	2022/04/01
		正	〈情報公開法・個人情報保護法〉	
P. 552	№１４９ 肢４ １行目★	誤	①行政機関個人情報保護法の目的，②情報公開法との比較において対象となる行政機関の共通性，ならびに③請求対象である保有個人情報と行政文書との同一性，いずれにおいても本記述は妥当である。 行政機関個人情報保護法の目的については同法１条に，行政機関の意義については同法２条１項各号に，保有個人情報については同法２条３項にそれぞれ規定されている（情報公開法における行政機関の意義につき同法２条１項各号，行政文書の意義につき同条２項参照）。	2022/04/01
		正	本肢は，個人情報保護法の目的（同法１条）の一部を正しく述べており，妥当である。 なお，個人情報保護法の対象となる「行政機関等」には，行政機関だけでなく，地方公共団体の機関・独立行政法人等・地方独立行政法人を含む点で（同法２条 11項），情報公開法の対象となる「行政機関」（同法２条１項）と異なる。また，個人情報保護法の対象となる「個人情報」は，他の情報と容易に照合できることを要件とする点で（同法２条１項），情報公開法における個人情報（同法５条１号）と異なる。	
P. 552	№１４９ 肢５ ４行目★	誤	（行政機関個人情報保護法12条２項・27条２項・36条２項）。	2022/04/01
		正	（個人情報保護法76条２項・90条２項・98条２項）	

P.731	№２９８ 肢３	誤	判例は，地方議会議員に対する３日間の出席停止の懲罰議決の効力が争われた事例で，「自律的な法規範をもつ社会ないしは団体に在っては，当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ，必ずしも，裁判にまつを適当としないものがある」とする立場を採り，地方議会議員に対する出席停止の懲罰はそれにあたると解している（最大判昭35.10.19・百Ⅱ144）。	2020/12/24
		正	従来の判例は，地方議会議員に対する出席停止処分につき司法審査の対象外としていた（最大判昭 35.10.19・百Ⅱ144）が，最高裁は，この判例を変更し，議員に対し出席停止の懲罰が科されると，当該議員はその期間，議員としての中核的な活動をすることができず，住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるので，出席停止の懲罰については，裁判所は，常にその適否を判断することができ，司法審査の対象となるとした（最大判令2.11.25）。	

※「掲載日」は，上掲訂正情報がＬＥＣホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/)に掲載された日付です。